

議案第 5 5 号

専決処分した事件の承認について

亀山市都市計画税条例の一部改正について、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

平成 2 7 年 6 月 5 日提出

亀山市長 櫻 井 義 之

別 紙

専決処分書

専決第11号

専決処分書

亀山市都市計画税条例の一部改正について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分する。

平成27年3月31日専決

亀山市長 櫻井義之

別紙

亀山市都市計画税条例の一部を改正する条例

亀山市条例第22号

亀山市都市計画税条例の一部を改正する条例

亀山市都市計画税条例（平成17年亀山市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「又は第28項」を「、第28項又は第30項から第33項まで」に改める。

附則第4項（見出しを含む。）中「附則第15条第34項」を「附則第15条第36項」に改める。

附則第5項（見出しを含む。）中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第6項から附則第9項までの規定中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第11項（見出しを含む。）中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第13項中「第11項、第15項から第22項まで、第24項、第26項、第30項、第34項、第35項若しくは第40項」を「第13項、第17項から第24項まで、第26項、第28項、第32項、第36項、第37項若しくは第42項」に、「第28項」を「第30項から第33項まで」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の亀山市都市計画税条例の規定は、平成27年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成26年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。